

令和元年度

第1回芽室町国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和元年5月22日(水) 19時

場 所 役場第1庁舎 地下第2・3会議室

住民生活課国保医療係

○ 会議次第

1 開 会

藤野 元成 住民生活課長

2 町長あいさつ

佐野 寿行 副町長

3 会長あいさつ

村上 哲也 会長

4 会議録署名委員指名

上田 雅久 委員・河南 江里 委員

5 報告事項

平成 30 年度芽室町国民健康保険特別会計決算見込みについて

6 町長諮問

7 議 事

議案第 1 号

国民健康保険税率の改正及び地方税法等の一部改正に伴う芽室町国民健康保険税条例の一部改正について

8 会長答申

9 その他

10 閉 会

○ 出席委員（敬称略）

村上 哲也 中尾 俊造 林原 安弘 正木 俊二 河南 江里

小山 智幸 上田 雅久 鳥本 勝信 古出 智枝

○ 欠席委員（敬称略）

佐藤 剛利 児玉 涉 尾田 憲子

○ 傍聴人 0人

○ 町側出席者

事務局

副町長	佐野 寿行
住民生活課長	藤野 元成
住民生活課長補佐	側瀬 美和（説明員）
国保医療係主事	矢木 雄太
国保医療係主事	佐藤 拳伍

【説明】

側瀬説明員より、報告事項について説明。

【質疑】（敬称略）

（林原）歳入5款繰越金について当初予算額と決算見込額が大幅にずれているのはなぜか。

（補佐）平成29年度の次年度繰越金について、平成30年度の歳入当初予算の時点では繰越金の額が決定していないため、最低限度額の1千円として計上している。

【町長諮問】

【議事】

側瀬説明員より、議案第1号について説明。

【質疑】（敬称略）

（林原）医療費分の課税限度額を3万円引き上げることは全国一律であるのか。

（補佐）地方税法の改正であることから、全国一律となる。

（林原）課税限度額の引き上げと減額措置に伴う軽減判定所得の算定方法の変更については、地方税法の改正のため全国一律であることから、芽室町が独自で判断することではないということによろしいか。

（補佐）お見込みのとおり。

（林原）資料5項の数字は資料1項の事項別明細書総括表（以下、総括表という。）に置き換えると、どの款に当てはまるのか。

（補佐）資料5項の「町から北海道へ支払う金額」は、資料1項の総括表に

において、歳出3款国民健康保険事業費納付金に当たる。また、資料5項の「収納率97.6%による収納見込額」は、総括表の歳入1款国民健康保険税に当たる。この2つの金額だけ比較すると歳入の方が少ないが、実際には歳入2款国庫支出金及び3款道支出金を含むため、歳入の方が多くなる。

- (鳥本) 今後、総括表においてどのように金額が変動していけばよいのか。
- (課長) 医療費が下がれば、保険税率が下がる仕組みであることから、歳出2款の保険給付費を減らすことにより歳入1款国民健康保険においても減ることがよいと考えている。
- (副町長) 基本的な仕組みとして、歳出2款保険給付費の財源は、歳入3款道支出金であり、歳出3款国民健康保険事業費納付金の財源は、歳入1款国民健康保険税と4款繰入金の合算したものである。今回の議事は、道から示された標準税率を採用すると、歳出3款国民健康保険事業費納付金を賄えるであろうと予想していることから、令和元年度についても標準税率を採用したいという趣旨である。  
今後、国民健康保険税を減らすためには、医療費を減らすことが必要である。

#### 【会長答申】

村上会長より、国民健康保険税率の改正及び芽室町国民健康保険税条例の一部改正について、諮問のとおり改正することが適当であるとの別紙答申書をいただいた。

#### 【その他】

特になし。

19時00分 開会

19時53分 閉会

以上、ここに署名する。

令和元年 5月 22 日

会議録署名委員 河南江里

---

会議録署名委員 上田 雅久

---

